

## 総務委員会会議録

令和元年12月18日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 10:42

### 【 案 件 】

1. 議案第150号 変更契約の締結(庄内温泉筑豊ハイツ再整備(本館解体・新施設建設)工事)

#### ○委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。

「議案第150号 変更契約の締結(庄内温泉筑豊ハイツ再整備(本館解体・新施設建設)工事)」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

#### ○都市施設整備推進室主幹(総務担当)

昨日、12月17日、総務委員会の議案質疑時におきまして、継続審査となりました内容が2点ございました。その件につきましてご説明いたします。

まず、瑕疵責任についてであります。施主である市と、設計者を含めた事業者が、瑕疵責任がどこにあるかについてです。この質疑の中では、飯塚市顧問弁護士以外の意見を確認してほしいとの意見がありましたので、本事案に関する瑕疵、市、事業者の負担割合について、昨日、松尾・足立法律事務所の岡上弁護士に相談いたしましたので、その結果につきましてご報告いたします。地下埋設管を損傷させた本事案については、市から施工区域に関する情報提供や施工図面を提示していないことから、発注者と受注者が協議して瑕疵割合を決定すべきものであるとの見解でございました。

続きまして、本件が変更契約の締結議案であるため、増嵩の工事設計書の金額の内訳を確認しないことには審査ができないのではないかという質疑でございました。このことの飯塚市の取り扱いについて説明させていただきます。飯塚市の取り扱いにつきましては、当該事務事業に関する情報を公開することで、類似工事の入札、契約及び当該事務事業に支障を来すことから、飯塚市情報公開条例第8条第3項のイに該当するため、非公開とすることとしております。ただし、当該工事完了後かつ当該年度終了後は、設計単価の一部及び設計金額の公開を行うこととしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、コテージ棟建設工事内訳についてですが、当初の設計では1棟当たりのくい・基礎工事が約350万円となっておりますが、追加分だけで約470万円というのはおかしいのではないかということでありました。当初の設計については、5棟を一度に施工した場合の金額であり、1棟当たりの共通で使用できる資機材は割安となりますが、今回は、ふえたくいや基礎部分の資材が、施工費のほか一旦作業を中断したことによる資機材の再手配をする必要があったため、その分、機械の回送費や組み立て、解体などが5等分にならず、結果的に割高になっております。また、工法を先行掘削した費用や陥没箇所を補うための埋め戻し、土砂の搬入等も必要であったため、その基礎工事の一環として実施していたしております。金額が高くなっている背景は、こうした要素があり、単純に追加したくいや基礎部分の費用だけが増加するというものではないことを補足説明させていただきます。以上、継続審査の2件につきまして、説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○小幡委員

今、説明を受けました。まず、瑕疵について、今答弁ありましたけども、別の弁護士さんに尋ねたということですね。結論的には、もう一度、どういうことをおっしゃったか、再度答弁

願います。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今回の地下埋設管を損傷させた本事案につきましては、市からの、やはり施工区域に関する情報提供や施工図等を提示していないことから、今後、発注者と受注者が協議して瑕疵割合を決定するべきものとの見解をいただいております。

○小幡委員

要は、発注者側の飯塚市が説明不足だった。こういう事故が起こった。要するに、双方十分話し合いなさいと。これは契約の何かあったときに、双方で話し合うというのは必ずつきものでございますが、話し合った結果が、今我々に説明した瑕疵の割合ですよ。今、松尾弁護士事務所さんですか、は、明確には何対何とは言えない立場だと思いますね、相談相手だから。それも瑕疵が、先ほど、前日か、私が言ったように、瑕疵の見方がおかしいんじゃないかということで、質疑、質問してるわけですよ。きのうも述べましたけど、たった1人の弁護士の100%を信用して、瑕疵を決めるのは余りにもちょっとよくないのではないかということで、今後、やはり同じような事案、ちょうど市場の建設も将来始まりますよね。同じDBプロポーザル方式ですよ。そういった場合に事故がないとも限らない。そういった場合の瑕疵の割合は明確にしとかなないといけないんで、複数の人を相談を受けてやるということをまずは約束していただきたいのが一つ。そういうふうな、今後の進め方は考えられますか。

○市長

この件については、本件だけでなく、これまで、そしてこれからの案件にもかかわることですので、私のほうから答弁させていただきます。通常、今回のような対応は、本市としてとってきておりませんでした。昨日、本委員会におきまして、全会一致での継続審査ということになりましたことを、執行部として重く受けとめまして、今回のような対応をした次第でございます。質問者ご指摘のとおり、さまざまな複雑な要因が絡み合う案件につきまして、お一人の弁護士さんの見解だけで、市として方向性を定めるようなことでのいいのかというご指摘は極めてもっともでございます。今後、市としても、複数の弁護士さんに相談ができるような市としての体制を整えまして、複雑な案件に対しましては、適宜双方に相談をしながら検討していくということを、今後、対応策として持っていくので、ご理解いただきたいと思います。

○小幡委員

市長みずからのお言葉ですから、よろしく今後ともお願いいたしたいと思っております。

続きまして、瑕疵についてももう少し質問します。今言ったように、一旦執行部が瑕疵は何対何だということでもう出されてるんで、この変更はないと思っておりますよ。ないと思っておりますが、今、市長がおっしゃったとおり、今後しっかりと複数の意見を聞きながら慎重に瑕疵を決定していくということですから、それはそれでいいことだと私は思いますね。せっかくこの事例を有効に、成果を出さないと何の意味もありませんので、今後よろしくお願いたしたいんですが、先ほど、別の松尾弁護士事務所にも聞いたけど、はっきりした答えは出ない。双方が話し合いの上、決定するということですよ。話し合いの決定上、決まった金額の再確認させてもらいたいです。飯塚市が負担する分は1097万円という形で出てますけども、そもそも、この暗渠工事の復旧とコテージ建設の基礎の増嵩分を含めた総額は、正確に金額を教えてくださいませんか、合計。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

追加資料で提出させていただいております変更の内訳表に記載のとおり、全体額で言いますと、833万6400円と589万8700円を足し合わせました1423万5100円となります。

○小幡委員

そういうことですよ。結局、くいを暗渠に当てただけで1400万円かかったということですよ。数字上、数字の遊びじゃないけど1400万円か、になりますけども、個人的に考えればすごいお金ですよ、これ。ですから、この1400万円、もう出さなければいけなかった責任、具体的な責任じゃないよ、本当に発注側にあったのか、設計側にあったとか、施工側にあったのか、きのう述べたとおりでございます。うかつな発注をした飯塚市も瑕疵があるという判断でしょう。そこにくいを打とうとした設計事務所の設計も、私はちょっと調査不足と思います。きのう説明したとおり、途中でとめることもできた施工上の危機管理のなさから生じるミス、そういうところしっかりと瑕疵としては、本来は計算するべきと考えます。その瑕疵についてですが、DBO方式ですから設計の段階で事前調査をやっていますよね。その事前調査は、アバウトな額でいいですけど幾ら、金額的には、設計事務所側は見ておりました。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:11

再 開 10:20

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今回、業務委託の中の内容についてご説明いたします。工事名につきましては、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業に係る設計業務委託でございます。その中におきまして、先ほど委員の指摘のありました項目でございます。事前調査の項目はございませんでした。関連しまして、その中で、地盤調査の項目につきましては、設計上も契約を結んでおります。その額につきましては、地盤調査業務費、直接工事費で514万3901円となっております。この金額につきましては、地盤調査行いましたホテル棟の3カ所、今回施工区域になります2カ所の地盤調査となっております。地盤調査の内容の中につきましては、調査上の注意事項という形がございます。その中につきましては、地盤調査の位置に障害物がある場合は、監督員と連絡調整を図ることを、内容の中には注意しております。

○小幡委員

事前調査費はないと。地盤調査費はあったと。これは地盤の強度の調査でしょうからわかりますけども、こういったような暗渠があるであろうというのは、もともと目視できる場合がありますから、わかった。これにおいてDBO方式をとる以上は、そういった調査もやっぱりするよという中で発注するべきだと思いますよ。そのところを、今後とも検討してください。結果的には調査してないということになりますからね。やっぱり発注側と施工側のコンセンサスがよくとれてないということです。目視できる暗渠があるであろうということであれば、やはりそこを施工側もしっかりと、設計側も調査しながら、安全に施工するというのは、これは請け負った以上は義務ですからね。そういう指導を今後ともよろしくお願いします。瑕疵に関しての質問やったんですけど、今さらもう瑕疵の比率は変えれないと思います。

そこで、今度は中身、総額1400万円かかったということでしたけど、勝手に番号をつけた5番目、5棟目のコテージの基礎、この基礎が6本、鋼管くい打ちます。その最後の1本、5本までは打てただけど最後の1本が暗渠にぶつけて、この事件が起こってるんですけども、そのために3本くいを増しましたよね。6本目に、最後に打ったくいは用を足してないんでしょう、要は。そのために増しくいしたんですよ。基礎を増嵩したんですよ。じゃあその最後の1本の差し引きはどうなるんですか。わかる。3本は増嵩でお金払いましょうということでしょう、今から。1本は用を足してないじゃないですか。でも、それは請負の中にも入ってましたよね。本来は1本マイナスするじゃないですか。そのところの見解をお願いします。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今回、議案上で3本追加になりましたということで、提出させていただいております。ただ

し、内訳書の中では、破損したくいの工事費用についても計上があっております。

○小幡委員

計上されてますよね。でも、確かにくい打ちの施工までやったわけね。交換くいも1本むだになったかもしれないけど、そこをさっきから言うように瑕疵なんですよ。施工はやったけど用を足してない。そのために3本つくらなくちゃいけないということですから、ここで答えは要りませんが、そういう差し引きもしっかりと、やっぱり現場と担当部局は詰めないといけないと思いますよ。途中までの施工費は見てあげても、むだになった鋼管はもちろん買ってるんでしょけども、これは見てあげたとしても、うちが求めた強度を出してないんだから、設計が求めた強度が1本出てない以上は、その分はマイナスですよ。そのこのところを頭に置いてください。それで、先ほどの冒頭の説明の中で、今言う総額1400万円の内訳を示してくれということだったんですけども、それについては開示できないということですね。理由は聞きました。でも、開示できないんだけど、金額はまづいだろうけど、この1400万円の明細は出ますよね。明細出せますか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

飯塚市の取り扱いにつきましては、当該事業に関する情報を公開することで、類似工事の入札契約及び当該事業に支障を来すということの判断から、明細も含めて非公開とさせていただいております。ただし、当該工事の完了後かつ当該年度終了後は、設計単価等々、設計金額の公開を行うこととしておりますので、改めてご理解のほどよろしくお願いいたします。

○小幡委員

明細も出せないということですね。百歩譲って金額はいいよつと。それが開示できないのであればね。でも、仮設工事からこういった1400万円払うんだから、かかったんだから、土工事が、鉄筋工事が、型枠工事がという明細は本来は出すべきだと私は思います。金額は要らないよと言ってんですよね。でも、こういった工事項目、明細をやったからこの額を支払いたいと。それで承認願いますでしょう、本来は。額だけを先日も言いましたが、金額だけをポンと出されて、1千万円払います。審議してください、これはちょっとないよねということなんです。もう少し情報をしっかりと、もしくは資料をしっかりと提示なさって、委員会臨んでほしいということは、これは要望しておきます。そういった中で、何て言われました。経営とか営業とかそういう、個々の会社のこれからの運営に支障を来すような単価を開示することは、そういう恐れがあるから出せないんだと。言い換えれば、ちょっと秘密主義的な考えなんです。今回、暗渠の復旧に当たって土どめ工事なんかやってるじゃないですか。H鋼を打ってね。こういった工事は、本工事の中に入っていました。お尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

本工事の中には含まれない今回新たに発生した項目でございます。

○小幡委員

ですよ。本工事の単価がばれちゃまずいですよ。でも、この土どめ工事とかは、本工事に影響しない工事だから、本当は開示できないですか。答弁願います。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今回の本工事に含めまして契約変更を行っておりますので、取り扱いにつきましては、情報公開条例に基づきまして、同一の考え方で判断いたしております。

○小幡委員

余りつじつまが合わないんですよ。もともとない工事ですから、開示しても構わないと思うんですけども、開示できないということで、再確認します。工事が終わって、どの段階で開示できるんですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

すいません、補足いたします。竣工した年度の翌年度以降であれば、開示することは可能でございます。

○小幡委員

竣工した年度の翌年度、これは竣工いつですかね。であれば、いつからやったら開示できると明確に教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

令和2年度の4月以降となります。

○小幡委員

再確認ですね。令和2年3月31日で工期完了したら翌月の4月1日で、1日後にはもう開示できるということですよ。そういうことですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

そのとおりでございます。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:32

再 開 10:33

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

年度で終了いたしましたら、翌年度、開示いたします。ということになりますので、年度をまたごせば、さらに次の翌年度の4月以降に開示することとなります。

○小幡委員

今回は3月31日で、令和2年3月31日で終わりますよね。翌年度であれば、もう4月1日に入ったらOKということ、それとも、もう一度、例題挙げて説明していただけますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:34

再 開 10:35

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

工事が終了しました年度の翌年度の開示となります。今回の工事につきましては、令和2年3月31日をもって工期としております。これは仮にでもございますけども、それが工期延長となり4月をまたごせば、令和3年度に開示することとなります。

○小幡委員

よくわかりました。基本的に今の段階では、施工中であるために明細等は開示できないということですね。それは、そのルールがあるならば、それに従いましょう。どうしてもその開示を待つとすれば、今説明を受けた時期には開示できるということですね。それはそれでいいです。わかりました。ありがとうございます。続けて聞きますが、最後、きょう答弁いただいたのは、1700万円強の基礎工事、5カ所をベタ張りしたら1カ所350万円ぐらいじゃないかと。なのに、今度は何で消費税も含めれば590万円近い。もとの基礎よりも莫大な金額になるんだということを尋ねましたね。それについては、そう答えるであろうというふうに答弁がありました。わざわざ新たにつくるんだから、一概にベタ割した金額と比較されても困るということでしょうけども、だからこそ本当は明細が欲しかったんだけど、もう繰り返しになりますから、その明細は出ないということですので、質疑的にはこれで終了します。ありがとうございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○田中武委員

私は、議案の第150号について、賛成の立場から討論をさせていただきたいというふうに思います。きのう、そしてきょうにわたって、さまざまな視点から審査が行われました。その中で、審査の焦点は2点、瑕疵の責任の所在と工事の内訳についてであったというふうに思います。この2点について私なりに見解をお話をさせてもらいたいというふうに思いますけども、まず、瑕疵責任の所在ですけども、建設当時の図面等も旧雇用促進事業団から引き継ぎがなかったことや、暗渠排水管の経路についても、溜めますの位置からだけではなかなか判断が難しかったんだろうというふうに思います。そうした中で、市としても顧問弁護士に相談を行いながら、その意見をもとに事務を進めたことは適正だったというふうに思いますし、事業者と交渉を行い、工事の一部を事業者にも負担をしてもらうこととしたことなど、市としての一定の努力を行っているというふうに思います。また工事費の内訳ですけども、内容は一応非公開ということで、確認はちょっとできませんでしたが、先ほど説明でもありましたとおり、単純に基礎がふえた分の費用だけでは済まないで、資機材等の再手配などもろもろの費用がかかるということも一定の理解をしました。今後さらに現場との意思疎通、それから十分協議を行っていただき、来年4月オープンに向けて、ぜひこの事業を進めていただきたいと思いますというふうに思います。こうした理由から、本議案については賛成とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○小幡委員

議案第150号に反対の立場で討論いたします。詳しくは本会議場でやりますが、反対の理由の一つは、瑕疵が明確に今もなっていないというのが1点、変更にかかわる見積明細等が開示できないと、これは秘密主義過ぎると、お金を払う案件ですからしっかりと開示していただきたいと。金額はともかく、項目だけでもという要求しましたが、それも開示できないということです。きょうたまたま新聞で森友学園でしたっけ、土地の値引きのメディアを騒がせた案件ですが、値引きの根拠を示さなかった国が敗訴してますよね。やはり、ちゃんと公開して、正しいかどうかを判断していただいて、結論を出す。今後飯塚市も、チェックする側に我々は座っております。ですから、あらゆる情報を示していただいて、正しいか正しくないかという判断ができるようにしていただきたいと願っておりますが、今回の事例では、150号につきましては、瑕疵もしくは数字、金額的な明確な判断ができないということで反対させていただきます。先ほど賛成討論がありましたが、工事を阻害するとか、完成に反対だとかいうことではありません。今回の案件を正しく支払うに当たっても、瑕疵と金額を明確にしなかったというところが、明確にチェックできなかったことについて、今回は反対させていただいております。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第150号 変更契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。